

# 復興まちづくりにおける 景観・都市空間形成の基本的考え方

-事業段階に向けての都市デザイン面からの配慮事項-

(中間とりまとめ)

平成24年1月

国土交通省 都市局

## はじめに

東日本大震災による津波被災市街地の復興まちづくりにおいては、被害が極めて甚大かつ広範囲に及ぶことから、多岐にわたる取組が展開されるものと想定される。その際、時間面、地形面など様々な制約条件の下に置かれながらも、地域に末永く暮らす人々にとって、豊かで愛着の持てるまちとして、復興を果たしていく必要がある。

本中間とりまとめは、このような背景のもと、復興まちづくりを進めるにあたって、機能回復や量的充足への対応のみならず、

- ・被災する前の状態以上に、住みやすく親しみやすい故郷として復興させること、
- ・人を惹きつける地域のおおらかな魅力を失うことなく、更に活力ある地域として復興させること、
- ・災害の記憶を継承し、「防災文化」を地域に定着させていくこと、

といった3つの観点から、良好な景観や都市空間形成を図る取組としての都市デザイン上、重要と考えられる事項について、専門家からなる「東日本大震災復興都市デザイン検討会」においてご議論いただき、その中間成果をまとめたものである。

まちづくりにおける都市デザイン上の配慮は、後手に回れば、ともすると「付け足し」のデザインに陥り、反って不自然な景観を生む要因になるほか、必要以上の華やかな意匠によるいたづらなコスト増加を招きかねないことから、専門家各位には、とりわけ、復興の初期段階から配慮することで、高い効果が見込まれる事項を中心にご議論いただいた。被災各地においては、復興計画の検討が相当程度進捗しているところであるが、今後、景観やデザイン面から検討を行って必要な修正を図る際に、また、具体の事業展開に向けてより詳細な計画検討を行う等の際に、参考として活用していただくことを想定している。

もとより被災地域はきわめて広範にわたり、地域性も多様であって、復興まちづくりを担う行政主体は、地域の特性を最も理解している市町村が基本となる。本資料を活用していただきつつ、各被災地域において、地域の実情に即した復興まちづくりが展開されることを期待するものである。

## 中間とりまとめにあたって

私は2011年3月11日の大津波によって亡くなられた人々に対する適切なお悔やみの言葉を言うことができません。また被災された皆様の、その後の避難所、仮設住宅などでの苦難に満ちた生活についての同情の気持ちもうまく表現することができません。いまなを、哀しい気持ちを抱き、辛い日々を送っておられるのだろうとおもいます。しかし、ここが踏ん張り所だと考えます。何故なら、事業段階に向けたこの1年が将来の皆さんの町・村・都市の姿を決める大切な時期に当たるからです。将来の町・村・都市の方向を決めるキーワードは持続力と自主・自立の精神にあると考えます。

まちづくりに当たっての骨格の在り方や個別デザインの留意点などについては、本文に書かれているので、以下ではキーワードとして挙げた持続力と自主・自立の精神の大切さについて述べたいと思います。何年か後に復興なって立派な町が出来たとしても、その町が子や孫に、さらにはその子、孫に受け継がれていかなければ本当の復興とは言えないでしょう。自分たちの力で運営できるレベルに見合った町の大きさ、施設の規模になっているのかを冷静に判断しなければなりません。国や県、有識者の応援を存分に活用しつつも、自分達の事は自分たちで決め、自分達でやっていくという自主・自立の精神をもって、住民が誇りとともに住み続けることの出来る町として、復興が果たされることを願っています。

東日本大震災復興都市デザイン検討会 座長 篠原修

東日本大震災復興都市デザイン検討会

(敬称略、順不同)

篠原 修	東京大学名誉教授/GS デザイン会議代表 (景観デザイン)
内藤 廣	東京大学名誉教授/内藤廣建築設計事務所代表 (建築デザイン)
伊藤 毅	東京大学大学院工学系研究科教授 (都市建築史)
小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科教授/せんだいスクールオブデザイン (建築計画)
片田 敏孝	群馬大学大学院工学研究科教授/広域首都圏防災研究センター長 (災害社会工学)
中越 信和	広島大学大学院国際協力研究科教授 (生態学)
高見 公雄	法政大学デザイン工学部都市環境デザイン工学科教授 (都市計画)

# 目 次

## はじめに

1	都市デザインの意味	1
	●より住みやすく親しみやすい故郷として復興させるために	1
	●豊かな魅力を失うことなく、更に活力ある地域として復興させるために	2
	●「防災文化」の定着のために	3
	●付け足し作業ではない「都市デザイン」	4
2	位置づけ	5
	●趣旨	5
	●政府方針との関係	7
3	基本的事項	9
3-1	自然環境への配慮と地場素材の活用	10
	●自然環境や生態系を尊重する	10
	●地場の素材や技術を積極的に活用する	10
3-2	歴史の継承と未来への伝達	11
	●土地の記憶を読み解く	11
	●先人の知恵に学び、防災文化として後世に継承する	11
	●過去の教訓を踏まえ、新たな防災の知恵を刻み込む	12
3-3	総合的な視点からの実践	13
	●総体的、分野横断的に考える	13
	●初期段階から検討する	13
	●安易な地域性の演出を慎む	14
	●市街地像を共有し調整するプラットフォームを構築する	14
4.	都市デザイン上のチェックポイント	15
4-1	都市構造・土地利用	15
	●必要以上の市街地拡大を避ける	16
	《必要以上の市街地拡大を避ける》	16
	●将来の低地部への回帰を避ける	17
	《低地部の土地利用を曖昧にしない》	17
	《移転先を不便で味気ないまちとしない》	18

4-2	新しい市街地の整備	19
●	地形や自然環境への配慮を後回しにしない	20
	《広大な単平面を避ける》	20
	《圧迫感のある法面・擁壁を避ける》	21
	《緑を分断しない》	22
●	親しみやすい街並み形成に向けて	23
	《過度な直線街路や矩形街区を避ける》	23
	《街路の均質化を避ける》	24
	《街路と建物を別々に考えない》	25
	《画一的な工業素材のみで考えない》	26
	《「応急的な造成図」のまま検討を進めない》	27
4-3	従前地における市街地復興	28
●	土地の記憶を後世に伝える	29
	《歴史ごと流失したとは考えない》	29
	《生活の記憶を埋没させない》	31
●	従前の課題を忘れない	32
	《中心市街地の課題を忘れない》	32
	《景観上の課題を忘れない》	33
4-4	防災のデザイン	35
●	避難しやすい市街地形成を図る	36
	《分かりにくい避難施設の配置を避ける》	36
	《非常時のみの施設としない》	36
	《避難路を閉塞させない》	37
	《悪条件への対応を忘れない》	37
	《段階的避難への配慮を忘れない》	38
●	防災施設の整備と一体的に取り組む	39
	《事業間連携を怠らない》	39
	《自然の持つ防災機能を軽視しない》	40
●	総合的取組により防災文化の定着を図る	41
	《ハードのみで考えない》	41

# 1 都市デザインの意味

## より住みやすく親しみやすい故郷として復興させるために

東日本大震災の復興まちづくりは、広範囲にわたり甚大な被害を受けた市街地を、自らの暮らしの場所として、また永く子孫に受け継ぐ故郷として、再生する取組みとなる。

そのような機会だからこそ、従来のまち以上に、住みやすく、親しみやすく、そして美しい故郷として、復興を果たすことが望まれる。

早期復興が求められる中、復興まちづくりは、様々な制約条件下での厳しい取組みとなることも想定される。しかしながら、機能回復や量的充足への対応のみに終始すれば、ともすると画一的、無機的な空間整備に陥り、未永く暮らす地域の人々にとって、必ずしも豊かで愛着の持てるまちとなり得ない可能性もある。

安全性や機能性を確保しつつ、長期にわたって、自らが住み、また子孫が住み続けられる場所として、誇りや愛着を持てる故郷を再生していくことが重要であり、そのような視点を見失うことなく、復興まちづくりを推進することが望まれる。



誇りと愛着を持って子孫が  
住み続けられる故郷を再生する  
(岩手県釜石市唐丹町周辺の風景-2011年6月)

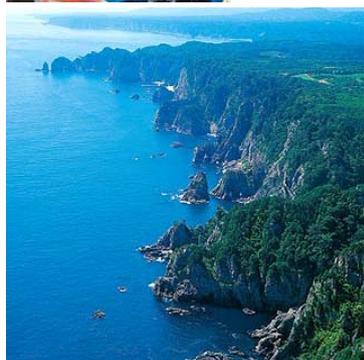
## 豊かな魅力を失うことなく、 更に活力ある地域として復興させるために

東日本の沿岸に位置する被災地域は、独特な地形と豊かな自然が織りなす風景、新鮮な食、そして温かい人々など、多くの魅力に富んだ地域であり、震災によってこのような魅力が失われることがあってはならない。

観光による地域活性化の観点からも、復興まちづくりを通じて、むしろ従来にも増して地域の魅力を高め、多くの人々が訪れる活力ある場所として、再生していくことが望まれる。

被災地は、雄大で四季の変化に富んだ自然と、固有の歴史・文化が織り成す美しい景観を有している。リアス式海岸など特徴的な地形、漁業をはじめとした地場の産業、それらを作り出す独特の地域イメージは、多くの人々を惹きつけてきた。

被災地域の主要産業の一つである観光促進の観点からも、復興まちづくりを通じて、こうした地域の魅力を再生し、更に高めていくことが望まれる。



魅力を失うことなく  
より一層人々を惹きつける地域に  
(左上：岩手県内  
右上：岩手県宮古市浄土ヶ浜  
左下：岩手県田野畑村北山崎  
右下：宮城県岩沼市貞山運河  
—被災前)

豊かな自然や文化、新鮮な食といった被災地の魅力を更に高め、交流人口を増やしていくことも、復興の重要な役割である。

## 「防災文化」の定着のために

「減災」の考え方を後世に渡って永く引き継ぎ、災害に強い地域を形成していくためには、防災の思想を場所に刻み込み、文化として定着させる視点が重要となる。

また、我が国においては、災害への備えが、地域固有の風景を育むことに繋がってきた事例も多く、防災の取組みと美しい地域形成を調和させる視点も重要である。

復興まちづくりにおいては、「減災」の考え方にに基づき、逃げることを前提としたまちづくりが必要となる。しかしながら、甚大な被害を被った大災害であっても、永い年月の経過と共に、災害の記憶は鮮度を失い、危険性への認識が日常生活に埋没してしまうことは、過去の教訓が示すところである。

子々孫々の永きに渡って津波災害の記憶を継承し、避難の必要性を想起させるためには、物的整備のみならず、地名や習俗のような文化的な側面も含め、防災の思想を場所に刻み込み、「防災文化」として定着していく視点が重要である。

また、多くの自然災害とともにあるわが国においては、災害に対する備えが、防災性の向上に留まらず、地域の美しい景観形成に結びついている事例に事欠かない。防災の取組みは、美しい地域づくりと矛盾するものではなく、むしろ地域の風土を育むことに繋がりうるものと考えられる。



### 災害への備えが美しい地域づくりにつながる

上：水屋（岐阜県大垣市）

水屋は洪水時の避難場所及び貴重品を守る倉庫として主屋よりも一段高い位置に設置されている。石垣や盛土で基礎を立ち上げるなどして、特徴的な風景を作り出している。

下：いぐね（岩手県奥州市）

防風・防火などの役割を持つ屋敷林であり、水田の中に緑が散在する風景を作り出している。今回の津波では津波漂流物を捕捉する効果も見られた。



## 付け足し作業ではない「都市デザイン」

地域の姿は、個々の事業や取組みが一体となって、周囲の自然環境とともに総体的に織りなすものであり、良好な景観や都市空間形成を図る取組としての「都市デザイン」は、このような総合的な視点を見失うことなく、望ましい地域の姿を検討していく作業と位置づけられる。

そのため、都市デザインは、まちづくりの骨格が定まった後の付け足し作業と捉えるのではなく、機能性や安全性など、復興まちづくりを検討する上での基本的諸元と一体となって、なるべく早期の段階から検討が行われることが望ましい。

早期復興が求められる中で、復興まちづくりにおいては、機能性や安全性、事業手法の適用性等の観点、検討の焦点となることが多いと考えられる。

一方、これらの検討によってまちづくりの骨格が固まった後の段階ではじめて景観やデザインの配慮を行っても、不自然な表面的修景を生む要因となるほか、いたずらに追加コストを積み重ねることに繋がるなど、かえって好ましくない結果をもたらしかねない。都市デザインは、必ずしもコスト増を意味するものではなく、初期段階の検討の一環として取組むことで、例えば造成計画における地形への配慮など、むしろコスト減や早期復興に繋がることも多いと考えられる。

そのため、都市デザインに関する検討は、機能性や安全性等の観点と一体となって、初期段階から検討がなされることが望ましい。早期に検討に組み込むことにより、総合的な調整が円滑に行われることも可能となる。

## 2 位置づけ

### 趣旨

本書は、東日本大震災における津波被災市街地の復興にあたり、とりわけ大規模なまちづくり事業が想定される東北地方を念頭に、良好な景観や都市空間形成を図る取組としての都市デザインの観点から、特に留意すべき事項、踏まえるべき事項を整理したものである。

作成にあたっては、復興まちづくりが厳しい時間的制約下に置かれることも念頭に、初期段階から無理のない配慮を行うことで、後の段階で大きく効いてくると考えられる事項、あるいは初期段階から踏まえておかないと、後の段階では対応が困難となりかねない事項を中心に検討を行った。

もとより、復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本である。各市町村において、地域の実情に即した取組みを展開するにあたり、参考として活用していただければ幸いである。

復興まちづくりは極めて広範に渡る分野を包含し、検討が必要な観点も多岐に渡る。本書は、このうち良好な景観や都市空間形成を図る取組としての「都市デザイン」について、特に初期段階から配慮すべき事項、踏まえるべき事項を中心に整理したものである。

具体的な復興まちづくりの実施にあたって、被災地を魅力に富んだ美しい地域として復興させるためには、機能性や事業性といった基本的諸元の検討と一体的に、都市デザインの観点からも検討が行われることが望ましいことから、今後の事業展開にあたって、そのような検討を行う際の参考として活用していただくことを想定している。

また、これまでに検討を行ってきた復興まちづくり計画についても、未だ景観やデザイン面での十分な検討がなされていない場合は、なるべく早期にこれらの観点からのチェックを行うことが重要であり、そのような作業にも、活用されることを想定している。

このような目的のもと、本書は、第3章において、復興まちづくりにおける都市デザインの原則とも考えられる基本的事項を整理し、第4章において、復興まちづくりの実践過程で特に踏まえるべき事項をチェックポイントとして列挙している。その際、復興まちづ

くりが、地域の実情に応じて、地域自身の自主性と創意工夫の下に実施されるべきものであることを踏まえ、場面に応じた工夫のあり方や具体のノウハウというよりも、むしろ避けることが望ましい一般的事項を中心に整理し、ネガティブチェックを行う際に活用できることを念頭に置いて検討を行った。

なお、個別分野の景観やデザインに関しては、既に充実したガイドライン類が策定されており、本書の内容は、それらに何らかの形で記載されているものも含まれる。本書は、東日本大震災の被災特性を鑑みつつ、復興にあたって踏まえるべき事項を、上記のような観点から再整理したものと位置づけることもできる。

個別分野のガイドライン類を巻末に示すので、具体的取組みにあたっては、これらも参考にされたい。

## 過去の復興事業

### 定禅寺通り

(宮城県仙台市) (震災復興)

震災復興区画整理事業において整備された広幅員街路であり、中央に緑豊かな歩行者空間を配している。ケヤキ並木も復興当初に植樹されたものであり、今日では、仙台のシンボルとも言えるべき景観要素となっている。



(復興当時)



(現在)

### 隅田公園

(東京都台東区、墨田区)  
(関東大震災 震災復興)

関東大震災の復興事業として建設された公園。隅田川両岸に整備されており、今日でも広く親しまれる水辺空間となっている。



(復興当時)



(現在)

## 政府方針との関係

良好な景観形成や自然環境への配慮、防災意識の継承といった本書で扱う都市デザインに関連する事項は、東日本大震災の復興のための政府方針や提言等においても数多く言及され、その重要性が指摘されている。

本書は、これらの指摘を踏まえつつ、都市デザイン上の重要事項を、復興まちづくりを展開する際の一助となるよう整理したものである。

- (1) 「復興への提言 ～悲惨のなかの希望～」(平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議)では、「第1章 新しい地域のかたち(2) 地域づくり(まちづくり、むらづくり)の考え方」において『高齢者や弱者にも配慮したコンパクトなまちづくり、くらしやすさや景観、環境、公共交通、省エネルギー、防犯の各方面に配慮したまちづくりを行う。とりわけ景観については、地域住民の徹底的話し合いと納得によって、統一感のある地域づくりが望まれる。』、「第2章 くらしとごとの再生(5) 地域経済活動の再生」において『復興の過程において、美しい景観に配慮した地域づくりを行い、観光資源とすることも重要である』としている。
- (2) 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 中間とりまとめ ～今後の津波防災対策の基本的考え方について～」(平成23年6月26日 中央防災会議 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会)では、「4. さらに今後検討を深めるべき津波対策について(3) 津波に対する防災意識の向上について」において『歴史的に地震や津波から逃れられない我が国において防災文化の継承が重要であり(以下略)』としている。
- (3) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部)では、「5 復興施策(1) 災害に強い地域づくり」において『復興に当たっては、高齢化や人口減少等の経済社会の構造変化を見据え、変化する宅地需要に段階的に対応するとともに、選択と集中の考え方で必要なインフラの整備に重点化を図るなど、地域づくり、インフラ整備を効率的に推進する』『暮らしやすさや防犯、景観、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル、安心・安全等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組みなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援する』としている。

(4) 「東日本大震災からの復興に当たっての環境の視点～持続可能な社会の実現に向けて 提言」(平成23年9月28日 社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会)では、「Ⅱ 三つの視点からの提案 2. 自然共生社会・生物多様性社会」において『復興に際しては、自然環境の保全に十分配慮し、地域固有の生態系を考慮した土地利用、健全な水循環系の構築、生態系ネットワークの形成に努めるとともに、このような自然環境の回復にも取り組む必要がある』『地震による地殻変動や、今後の津波防災の観点から、住居や産業の利用に適さないと考えられる土地については、土地利用を再検討するとともに、例えば沼地や湿地等を再生・創出するなど、自然との共生や生物多様性保全の観点から活用することも検討していくことが求められる』、「3. 循環型社会」において『復興に際しては、住宅建設、公共施設整備において、地域資源の有効活用の観点から、木材の利用を推進していくべきである。』としている。

(5) 「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会 報告」(平成23年9月28日 中央防災会議 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会)では「6. 津波被害を軽減するための対策について (4) 津波に対する防災意識の向上」において、『今回の東日本大震災では、(中略) 地震・津波に対する防災教育の必要性・重要性が改めて認識された』、「10. 東日本大震災の記録の保存と今後の防災対策の情報発信 (1) 東日本大震災の記録の保存」において『我が国における今後の地震・津波対策を強化するためには、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐことが重要である』としている。

### 3 基本的事項

住みやすく生きいきとした故郷の再生に向けて、自然や歴史に培われた故郷の良さを尊重し、それらを都市デザインの重要な要素として活かしていくことが大切である。

ともすれば様々な制約条件への対応や、機能性や事業性の検討に追われがちになるなか、復興まちづくりに携わる一人ひとりが、こうした故郷の再生に向けた認識を共有することが望ましい。

ここでは、復興まちづくりにあたっての都市デザインの実践にあたり、こうした観点から念頭に置くべき基本的事項を示す。

## 自然環境への配慮と地場素材の活用

### ●自然環境や生態系を尊重する

古より人々の暮らしを支え、故郷の風景を形作ってきた豊かな自然環境や生態系は、まさに都市デザインのベースとして尊重すべき要素である。

こうしたかけがえのない自然環境や自然地形、さらに生態系のネットワークを尊重し、それらの過度な改変を極力避けるとともに、故郷の良さとして復興まちづくりに活かす視点が重要である。

### ●地場の素材や技術を積極的に活用する

木造の家屋や石積みの擁壁、防潮林や屋敷林といった、地場の自然素材が織りなす風景は、これまでも、自然と調和した、優しく、魅力ある故郷の風景を育んできた。

そうした故郷の風景を手本として、規格化された素材のみを採り入れるのではなく、木材や石材といった地場の自然素材を積極的に活用し、さらに地場の建築・建設技術の活用を図りつつ、街並みにやわらかな統一感を演出することが望ましい。

こうした地場の素材や技術の活用は、将来のメンテナンスも含め、長期的な地域産業の再生・活性化にも繋がり、延いては地域の自立的な復興にも資するものと考えられる。

### ●土地の記憶を読み解く

今次の復興にあたっては、新しい市街地の整備や全面的な市街地の更新が数多くなされるものと想定されるが、そこに暮らすのは、まさにこの地を故郷として住み続けてきた人々である。地域への愛着を育む「ふるさと資源」や、産業や観光等につながる「なりわい資源」には歴史的に培われた独自の意味や役割を持っているものが多いことから、暮らしの連続性やまちの歴史・文化を途切れさせないために、これから整備される市街地を、被災前の暮らしと切り離された無記憶のまちとすべきではない。

そのためには、かつてのまちの成り立ちを物語る街路網や敷地割、故郷のアイデンティティとして大切にされてきた場所、周辺の自然環境とまちとの関係など、まちの履歴や土地の記憶を丹念に読み解き、それらの要素をできるだけ市街地のデザインに反映させることが肝要である。

### ●先人の知恵に学び、防災文化として後世に継承する

とりわけ歴史的に複次の災害を経験しているこの地域には、災害への備えが故郷の風景として定着した防潮林や屋敷林、災害と関連づけられた地名や通り名、高台に配置された神社仏閣、防災意識の継承につながる風習や祭りなど、災害の記憶や防災に関わる先人の知恵がさまざまな形で埋め込まれている。

被災直後の極めて高い防災意識も、時代を経ることで次第に薄らいでいくことが懸念されるなか、こうした先人の知恵に学び、それらを復興後の市街地にも刻み込み、いわば防災文化として後世に継承していくことが重要である。

## ●過去の教訓を踏まえ、新たな防災の知恵を刻み込む

---

被災地では、過去の津波被害においても、高台移転をはじめとする復興事業が実施されてきた。今次の津波においては、移転後の高台市街地が被害を免れた地域もある一方で、高台移転後に再び低地部に市街地がにじみ出し、そうした低地部の市街地が被災してしまった地域が存在することも事実である。

こうした被害を繰り返さないためにも、過去の復興計画などから導かれる教訓を踏まえ、新たな防災の知恵を絞り、それを形として新たな市街地に刻み込み、後世に継承していくことが重要である。

### ● 総合的、分野横断的に考える

---

被災地の復興は、極めて多岐に渡る分野を包含するものであるが、結果として創り出される地域の姿は、全ての事業や取組みの総体として形作られるものである。

各事業の個別の取組みに終始し、結果として全体の調和を欠いたバラバラな空間を創出してしまうことのないよう、地域の姿を総合的に捉える視点を見失わないことが重要である。

### ● 初期段階から検討する

---

都市デザインは、宅地造成から基盤整備、建築物やコミュニティの再構築に至るまで、複合的かつ様々な段階を経て進められるものである。しかし、厳しい時間的制約のもと、ともすると専ら宅地造成や基盤整備の検討に傾注し、景観やデザイン面の取組みが、最終段階での付け足し、いわば表面的なお化粧に陥ってしまうことも懸念される。

復興の初期段階から、基盤整備の観点のみならず、最終的な街並みイメージや自然景観との調和など、トータルな市街地像を検討することが望ましい。

## ● 安易な地域性の演出を慎む

---

地域性の演出は、暮らしに潤いを与え、地域の個性を特徴づけるうえで効果的である。しかし、わざとらしいデザインやペインティング、周囲に無配慮なオブジェの設置といった、安易な地域性の演出は、かえって地域の個性を損ない、いたずらな追加コストにも繋がりがねない。

地域性を演出する際には、安易な表現に陥ることのないよう、景観やデザインの専門家等と十分な吟味を重ねながら、地域の個性を丹念に読み解き、それらを洗練されたデザインへと翻訳していく作業が必要である。

## ● 市街地像を共有し調整するプラットフォームを構築する

---

こうした都市デザインの一環に向けて、復興の初期段階から、専門家を含む分野横断的な検討体制や関係機関を含めた調整・共有の場を構築することが望ましい。

また、このような場は、初期段階での市街地像の共有に留まらず、復興プロセスの進捗に応じた変更や見直しを、全体の調和を失うことなく行うための協議・調整のプラットフォームとして活用することが望ましい。

## 4. 都市デザイン上のチェックポイント

本章では、復興まちづくりの実践過程で特に踏まえるべき事項をチェックポイントとして列挙している。

復興まちづくりは、地域の実情に応じて、地域自身の自主性と創意工夫のもとに実施されるべきものであることから、場面に応じた工夫のあり方や具体のノウハウというよりも、むしろ避けることが望ましい一般的事項を中心に整理したものである。都市デザイン面から検討を行う際の、ネガティブチェックの項目としても活用されることを想定している。

### 4-1

#### 都市構造・土地利用

復興まちづくりにあたっては、高台移転等の受け皿として、多くの新しい市街地整備が計画される場合も想定されるが、他方で、過大な市街地の設定は、将来の都市経営コストの増大や活力の低下の要因となるなど、長期的な持続可能性の観点から課題を残すことになりかねない点にも、十分留意する必要がある。

また、安全な地域として復興を果たすためには、過去の教訓からも、将来にわたって低地部に居住者が回帰しないことが重要であり、そのための低地部の明快な土地利用が求められる。

## ●必要以上の市街地拡大を避ける

---

### 《必要以上の市街地拡大を避ける》

被災地の多くは、人口減少・超高齢社会といった社会構造の変化が既に顕在化し、その傾向は今後一層進むものと考えられる。復興に当たっては、こうした経済社会情勢を見据え、過大な市街地となることを避けることが重要である。

そのため、新しい市街地の整備を行う際には、被災していない既存の市街地との関係も含めて、極力コンパクトで暮らしやすい都市構造となるよう配慮することが重要である。

その際、宅地需要の丁寧な把握に努めるとともに、公共交通との関係も含めた使い勝手のよい都市構造としていく観点も重要である。また、新しい市街地の整備のみならず、被災していない市街地内の空き地を活用し、宅地需要を既成市街地内で吸収することも、併せて検討することが望ましい。

## ● 将来の低地部への回帰を避ける

### 《低地部の土地利用を曖昧にしない》

過去の教訓からは、高台移転を行っても、居住が許容されうる低地部には、時の経過とともに居住者が回帰してしまう傾向にあることから、関係機関と連携しつつ、低地部において明快な土地利用がなされる必要がある。例えば農地や公園として活用することや、非居住の産業関連エリアとすることなどが考えられる。

その際、移転を行った範囲のみならず、その他の危険な低地部においても、不用意な居住を回避するための措置が必要である点にも留意が必要である。（例えば、災害危険区域や農地以外の低地部においては、必ずしも適切な土地利用規制が及んでいない区域が残される可能性もある。）

また、特に交通インフラは、その周辺での市街地形成を誘発する要因となることから、例えば、将来低地部においてバイパス機能を持った街路整備がなされた場合に、沿道・沿線での居住立地が不用意になされないよう、将来にわたって、土地利用コントロールをしっかりと行うことも重要と考えられる。



### 低地の土地利用を明確にすることで回帰を防ぐ

（岩手県大船渡市吉浜地区—2011年6月）  
明治三陸地震津波を契機に高台移転を行った地区であるが、低地部は農地として利用され、今回の津波災害でも、限定的な被害に留まっている。

### 《移転先を不便で味気ないまちとしない》

低地部の土地利用のみならず、移転先の高台において、コミュニティが醸成され、生活空間として定着していくための配慮も重要である。そのためには、従前コミュニティの維持に配慮した移転計画を行うことが重要と考えられる。

また、行き止まりとなる高台は元の低地部との関係しか構築されず、低地部の利便性を際立たせることになるほか、災害時には移転先の高台が孤立してしまう危険性も高い。そのため、住まいとしての高台と産業の場としての低地部の間に十分なアクセスを確保しつつ、これ以外にも高台へのアクセスを用意し、高台がネットワーク上に位置するように配慮することが望ましい。

また、高台市街地において、住民が愛着を持てる空間形成がなされることも重要である。次項に示す親しみの持てる空間整備の他、例えば、海や低地部を望む視点場として質の高い空間を確保する等は、新しい地域への愛着を育み、場所にアイデンティティを植え付ける上で効果的と考えられる。



高台からの美しい眺望

(岩手県大船渡市泊里地区－2011年10月)  
昭和三陸津波の際に高台移転した地区における、美しい眺望景観

新しい市街地整備の検討は、早期復興が求められる中で、ともすると機能回復や量的充足といった基本的諸元への対応に終始してしまう可能性がある。

一方で、こうした新しい市街地の整備は、大規模な切土や盛土を伴う自然環境の改変がなされるケースも多いことから、地形や自然環境との調和についても、検討を行うことが重要である。

また、これらの市街地は、住居機能を中心とする生活の場として整備されるケースが多いと考えられることから、親しみを欠いた味気ない街並み形成を避けるための配慮を行うことも重要である。

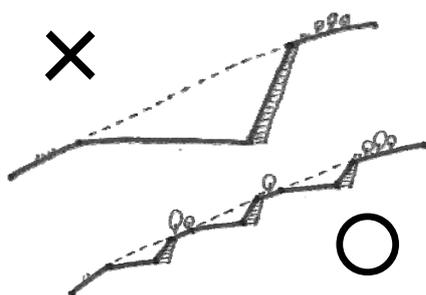
こうした事項は、計画の初期段階から無理のない配慮を行っておくことで、大きな効果を発揮するものが多い。計画や事業の骨格が固まった後にこれらの検討を行うことは、大きな手戻りを余儀なくされ、いたずらな事業の遅延を招く要因となり得る他、これを避けようとして不自然な修景による対応に陥ることも懸念されることから、なるべく早期の段階から検討に組み込むことが望ましい。

## ● 地形や自然環境への配慮を後回しにしない

### 《広大な単平面を避ける》

山地部に新しい市街地を造成する際、広大な単平面は、地形との調和を乱し、また圧迫感の強い大規模法面を現出させるなど、遠景、近景を問わず地域の景観を損なう可能性が高い点に留意が必要である。

このような場合、起伏に沿った段階的な市街地とするなど、地形と調和した造成を行うことが望ましく、これにより景観面のみならず、事業コストの面でも有利に働くケースも想定される。



### 大規模法面を避ける

大規模な法面は、遠景、近景を問わず地域の景観を損なう可能性が高く、地形と調和した造成は、こうした大規模法面を現出させない観点からも効果が見込まれる。

## 《圧迫感のある法面、擁壁を避ける》

大規模法面の発生は極力避けることが望ましいが、法面や擁壁を整備する場合には、デザインの工夫によって圧迫感を軽減させることが可能である。植栽による修景や、自然素材を活用したテクスチャ、経年変化を予想した形態・素材の選定等の工夫を行うことが望ましく、そのためには、造成計画において、こうした処理が可能となる法面勾配を設定しておくことも重要である。

また、高台移転を行うケースだけでなく、市街地の嵩上げによる現地復興を行う場合にも、盛土法面や擁壁の整備が必要となるが、こうした場合には、隣接する低地部との関係に特に留意し、法面に植樹を行うことや、天端には低地部を望む視点場を用意するなど、圧迫感を与える造形とならない工夫を施すことが望ましい。



### 過去の復興事業の例

(岩手県釜石市唐丹本郷地区-2011年10月)

昭和三陸津波の際に高台移転。法面に施された植樹が、低地部にとっての圧迫感軽減(写真下)と、天端道路にとっての街路樹の役割(写真上)を兼用している。また、天端の道路は、平常時は交通処理や散策空間として、発災時には避難先の高台として機能している(更なる高台にも繋がり二次避難にも対応)。

## 《緑を分断しない》

生態系への配慮は、緑をネットワークとして繋いでいくことが重要となるが、そのためには、神社仏閣・公園や周辺の自然を活用しつつ、これを街路樹や緑地帯で結ぶだけでも一定の効果が見込まれる。そのため、市街地や街路網の計画において、このような用地幅を確保しておき、これに地域で無理なく生育する樹種を植栽することも有効である。

また、地域の植生や小動物の生息状況を把握するに際しては、地域の住民の知識や記憶も有効な手がかりとなることから、詳細な調査が困難な中でも、事業実施に向けた住民とのコミュニケーションの一環として、このような事項についてもヒアリングを行っておくことが効果的である。



### 青葉通りのケヤキ並木

(宮城県仙台市) (戦災復興)

定禅寺通りと共に、緑豊かな広幅員道路の好例。市街地にあって十分な植樹帯スペースを確保することにより、生態系ネットワークの確保、良好な景観形成の両面から、高い効果を発揮している。



### 水路沿いの小公園

(神奈川県座間市鈴鹿・長宿地区)

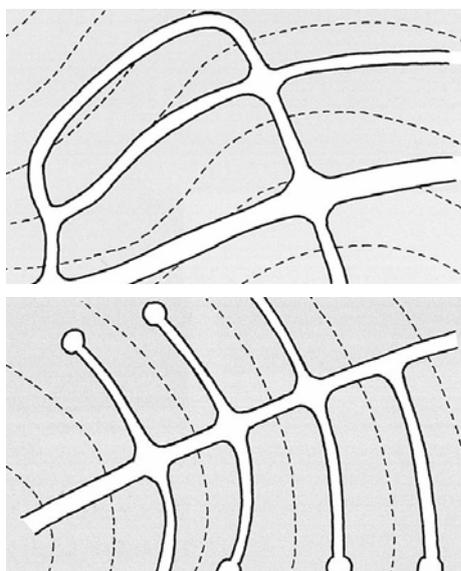
湧水の流れる水路沿いを小公園とし、昆虫の育成できる環境を確保している。

## ● 親しみやすい街並み形成に向けて

### 《過度な直線街路や矩形街区を避ける》

直線に支配された区画街路網や、変化のない矩形街区群からなる市街地は、ともすると単調で味気ない街並みとなりやすいことに留意が必要である。

例えば、一部の区画街路の線形を、自然地形に沿った無理のない曲線とするだけでも、街の見え方に変化を与え、単調な街並み形成を回避する効果がある。



### 自然地形に沿った市街地パターンのイメージ

地形に沿った街路配置とすることで、過度な直線を避けることができる。



### 柔らかな公共空間を形成

(東京都日野市フォレストエージ高幡鹿島台)  
住宅地内の区画街路において、直線性を排した広場的な設えや植栽処理を施し、コミュニティにも配慮した柔らかな公共空間を形成している。

## 《街路の均質化を避ける》

市街地内の街路にメリハリをつけ、例えば、地域の顔となる通りにおいて電線類地中化等を含む質の高い空間整備を行うことや、市街地内道路の多くを占める区画街路について、一律な空間構成とするのではなく、街路の性格付けに応じた変化を与えること等により、街路の均質化を避けることが望ましい。

区画街路においては、きめ細かいデザインの差別化が困難な場合であっても、例えば、街路幅員、街路樹の有無といった基本的な事項に変化を持たせるだけでも、画一的な市街地形成を避ける上で、大きな効果が期待できる。



### 街路の性格付けと、変化のある街並み形成

(石川県金沢市瑞樹団地)

上：幹線道路

中：歩行者優先道路（広場的空間）

下：歩行者専用道路（通り抜け用）

幅員の変化や街路樹の有無、歩車に関する性格付け等により、街並みに変化を持たせることができる。

### 《街路と建物を別々に考えない》

街路の景観は、沿道施設と一体となって形成されるものであることから、景観上の配慮にあたっては、街路自体の設計に留まらず、建築物等と一体的に検討を行うことが望ましい。

その際、住民との合意形成を図りつつ、沿道建築物のデザインルールの設定や、形態意匠に関する規制誘導措置を講ずることが望ましいが、きめ細かい対応が困難な場合でも、例えば、街路と宅地の境界を生垣とするだけでも、柔らかく親しみのある街路空間を形成する上で、大きな効果が期待できる。



#### 官民境界の植栽処理による親しみある住宅地の形成

(上：沖縄県那覇市新都心、 下：東京都八王子市八王子みなみ野)  
官民境界を植栽処理することで、住環境としての柔らかさを持たせることができる。また那覇市の事例では、舗装に地元石材を用い、地域性への配慮も見られる。

### 《画一的な工業素材のみで考えない》

復興の過程では、時間的な制約から、入手が容易な規格化された既製品が多用されることも想定されるが、住宅建設に地元の木材を用いるなど、地場素材、とりわけ自然素材を積極的に活用することにより、地域に馴染んだ、柔らかい統一感をもった街並み形成を図ることができる。こうした方向性を早めに打ちだし、緩やかなルール化を図ることも効果的である。

また、こうした取組は、統一感のある親しみやすい街並み形成のほか、地元人材の活用や地場産業の維持・活性化の観点からも効果が期待できる。



地場素材を活用した景観形成

(島根県江津市)

地場産の石州赤瓦による街並み。新規開発地区でも積極的に導入している。



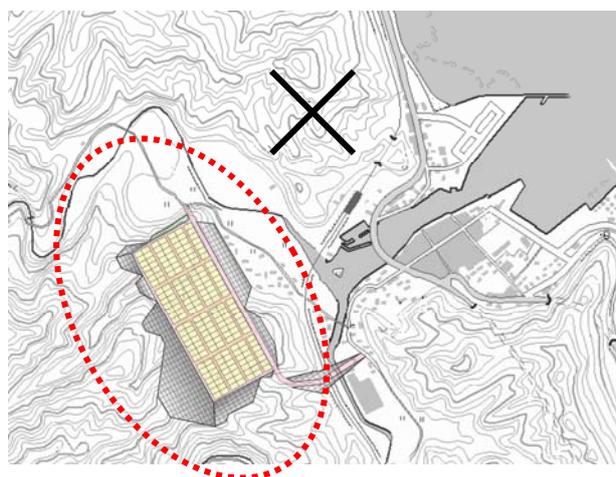
(山形県金山町)

地場の木材と建築様式による街並み形成が図られている。

### 《「応急的な造成図」のまま検討を進めない》

検討の初期段階では、機能配置や必要宅地量といった基本的諸元のみを手がかりに、取り敢えずの造成図を応急的に作成し、検討のたたき台として活用することが多いと考えられる。しかしながら、厳しい時間的制約下に置かれる復興まちづくりにおいては、ともすると後の段階に委ねていた筈の地形の読み取りや街並みイメージの検討が十分になされずに、こうした造成図のまま検討プロセスが進捗してしまう可能性があることに留意が必要である。

そのため、こうした応急的な造成図は、極力早期に、都市デザインの観点から検討を加え、適切な見直しや修正を図ること望ましい。



「取り敢えずの造成図」で進めてはいないか  
景観面での検討を先送りにしたまま、検討プロセスが進んではいないだろうか。

高台等への移転に依らず、従前の場所での現地復興を図る場合は、土地の記憶を復興まちづくりに反映させ、地域の歴史を未来に継承する視点が重要である。

また、現地復興を行う市街地は、とりわけ「まちの顔」とも言うべき中心市街地が含まれるケースも多いと考えられることから、復興まちづくりの中で、こうした地区における従前からの課題についても併せて検討することが望ましい。

## ●土地の記憶を後世に伝える

### 《歴史ごと流失したとは考えない》

現地復興を図る市街地においては、面的事業による全面的な市街地更新を行う場合や、部分的な事業のみを行って早期復興を図る場合など、被災程度に応じて様々な復興パターンが想定されるが、いずれの場合においても、歴史を継承するための手掛かりとなる事項の把握に努め、これを復興まちづくりに反映させ未来に継承する視点が重要である。

我が国の都市は、建築物の更新サイクルが短く、都市の歴史が、建物ではなく、むしろ街区パターンや旧街道の線形、周囲の自然との関係などに刻み込まれているケースも少なくない。したがって、たとえ建築物の多くが流失した場合であっても、都市の軌跡や来歴を再生する手掛かりは多く残されていると考えられる。

また、市街地縁辺部の高台には、被災を免れた神社仏閣が多く存在するが、これらはそれ自体が歴史性を帯びた施設であるのみならず、高台への立地選択も災害を踏まえた歴史の知恵によるものと考えられる。復興まちづくりにおいて、例えばこれらの存在を考慮することは、歴史の継承だけでなく防災性の観点からも効果的であると考えられる。



歴史ある水路に沿って遊歩道を整備

(山形県金山町)

歴史ある水路「大堰」沿いに遊歩道が整備され、住民の憩いの場となっている。



### 水路を復活させ、市民の憩いの場として再生

(静岡県三島市源兵衛川)

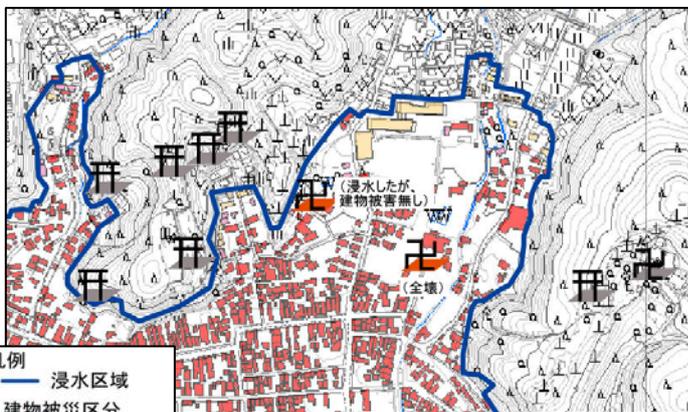
湧水の豊かな地域だが、高度成長期の人口増加等に伴い、水量が減少。水辺環境の悪化も問題となっていたが、ふるさとの原風景を再生させるため、住民、NPO、企業、行政が協力して環境整備を進め、今では虫も観察できる優れた環境を再生している。



### 火事で失われた風情ある路地空間を再生

(大阪府大阪市中央区法善寺横丁)

飲食店が建ち並ぶ法善寺横丁において、火災による被害からのまちなみ再現を目指し、連担建築物設計制度の活用や建築協定の締結により、法善寺横丁らしい風情あるまちなみや協定区域内の安全性、防火性の維持管理に努めている。



### 津波の記憶を伝える神社・仏閣の配置

(岩手県陸前高田市—2011年11月)

被災地では、高台に立地している神社仏閣も多く、その立地ゆえに津波を免れた箇所も多い

## 《生活の記憶を埋没させない》

住民とのコミュニケーションは、全ての復興まちづくりにおいて不可欠なプロセスであるが、土地の記憶を市街地像に反映させる観点からも重要である。特に、地域に親しまれてきた生活景や境界空間等の復興後も再生すべき空間、従前から生活の支障となっており復興に併せて改善すべき空間など、身近な空間に関する事項は、地域住民しか分からないことが多い点に留意が必要である。

復興後の具体的な市街地像を検討するにあたっては、住民からのヒアリング等によりこうした事項を早期に把握し、検討に活かすことが望ましい。



### 地域の資源を確認

(宮城県気仙沼市—2011年8月)

地域住民が、専門家とともに、まちあるきを行い、地域に残されているもの、地域に合ったものを確認。



### 地域の共同井戸

(岩手県大船渡市越喜来—2009年11月)

地域住民に親しまれてきた身近な空間など土地の記憶の把握に努めることも重要。

## ● 従前の課題を忘れない

### 《中心市街地の課題を忘れない》

被災地域においては、従前より中心市街地の活性化に関する課題を抱えていた都市も多いと考えられるが、こうした課題についても、復興まちづくりと併せて改善を図ることが望ましい。

例えば、復興まちづくりにおいては、福祉施設・図書館・交通拠点等の人の集まる施設を集積する試みや、営業継続意向のある店主を集約して商店街の集客性を高める取組みなどは、むしろ平時以上に実施しやすいと考えられる。こうした取組みは、公共交通の再生やこれと連携した歩行者に優しい街の形成と併せて実施することにより、更に高い効果を発揮すると考えられる。

また、まちの顔となるようなシンボル空間や、人々が集まる賑わい空間において、電線類地中化や質の高い空間整備を行うことや、街路の性格に応じて界限性のある空間演出を行って回遊性を持たせることなど、街の魅力を高める取組みも効果的と考えられる。



#### 商業空間の再生

(広島県福山市)  
道路整備（電線類地中化等）を契機とし、沿道商店側でファサードの色調統一等を実施。イベント等も可能な空間として再生。



#### 区画整理事業により路地空間を確保

(滋賀県彦根市)  
商店会組合が所有する道路状の空間（換地）を路地として位置づけ、両脇に店舗が向かいあうように配置。

## 《景観上の課題を忘れない》

従前の市街地においても、かつての機能性や合理性に偏重したまちづくりの結果、地域本来の美しい景観が阻害されていたり、街並みが単調で味気ないものとなっていたケースもあったと考えられる。

再整備される公共公益施設（庁舎、学校、災害公営住宅等）において、質の高い空間整備を行い、良好な都市空間形成を先導することや、市街地整備にあたって、トータルな市街地像を住民とも共有した上でルール化を図るなど、官民が協調した都市デザインの実践により、地域本来の美しい姿を実現する視点も重要と考えられる。



### 自立再建住宅・公営住宅の例

(新潟県長岡市山古志地区)

(上：竹沢団地（公営住宅） 下：自立再建住宅)

地域に適した「中山間地型復興住宅」を専門家、地域の住宅生産者、行政による検討委員会において検討し、住まい作りの手引書等を作成。自立再建にあたり当該モデルを採用する被災者への支援を行なうとともに、公営住宅にも当該モデルを採用している。



従前



従後

### かつての雁木の街並みを復刻

(新潟県南魚沼市牧之通り地区)

街路整備と併せ、沿道権利者が建築協定・デザインルールを設け、電線類地中化など質の高い空間整備を図りつつ、セットバック部分に雁木を復活させるなど、かつての街並みを再現している。

## Column 景観法の活用

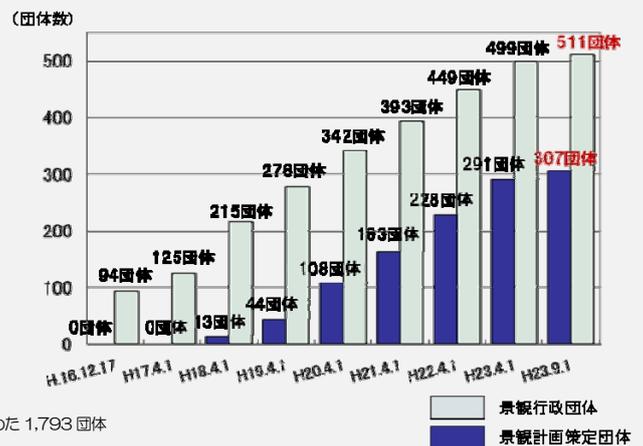
景観に関する国民の関心の高まりを背景として、地方公共団体による自主条例の制定等が進められていた一方で、高層マンション建設に係る紛争など景観を巡る訴訟が提起され、自主条例に基づく景観誘導の手法の限界が明らかになってきたことから、それまでの地方公共団体による取組を踏まえ、①良好な景観の形成に関する基本理念等を明らかにするとともに、②条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みを用意するため、景観法が制定され、平成17年6月1日に全面施行されている。

景観法施行以来、景観行政を担う景観行政団体数及び景観計画の策定団体数ともに年々増加している。これまで、景観行政団体は511団体（都道府県を含む）、景観計画の策定団体数は307団体に達しており、それぞれ全国の地方公共団体数※の約28%、17%に及ぶ。（平成23年9月1日時点）。

景観法においては、基幹的制度である景観計画による届出・勧告制度のほか、特定地域を対象に景観地区、景観協定、景観重要建造物、景観重要樹木等の制度を活用した良好な景観の保全や創出が可能であり、地域特性を踏まえた地域住民の合意に基づく景観形成のためのルールを将来的に担保する手段として、これらの景観法に基づく制度を活用することが想定される。



景観行政団体及び景観計画策定団体の推移 (H23.9.1 現在)



※都道府県・市区町村を含めた 1,793 団体

避難を前提としたまちづくりにあたっては、発災時の混乱した状況下でも円滑な避難が可能となるよう、避難場所や避難経路の配置を工夫することが望ましい。

防災施設のうち、とりわけ市街地に隣接する河川・海岸堤防（以下、堤防という）は、市街地の安全上不可欠な施設である一方、平時には景観上の圧迫感を与える存在であることから、地域の防災風景を構成する要素と捉えつつ、景観上の配慮を行うことが重要である。またその際には、施設管理者との密な連携・調整が不可欠である。

防潮林などの自然を活かした防災施設は、防災性の向上のみならず、地域の美しい風土を育む存在となり得る。また、地名や通り名、祭りや風習、伝承といった無形の文化の中に、災害の記憶を埋め込むことなど、ハード、ソフトが一体となった取り組みにより、災害に対する意識を、防災文化として定着させていくことが望まれる。

## ●避難しやすい市街地形成を図る

### 《分かりにくい避難施設の配置を避ける》

発災時における混乱した状況下においても、目指すべき避難場所や通るべき経路が適切に選択されるためには、避難場所や避難路の配置を工夫する必要がある。

例えば、避難場所や避難ビルは市街地からの視認性の高い場所に設置することや、高台方向への分かりやすい軸線となる道路やシンボリックな道路を避難経路として整備することなどが考えられる。

### 《非常時のみの施設としない》

避難場所や避難路は、平時においても、地域に親しまれ活用される空間とすることが望ましい。

例えば、避難場所は、平時は、海が望める憩いの場やグラウンドなど、地域に親しまれる高台広場として機能させることが考えられる。

また、避難路についても、電線類地中化を含む質の高い空間整備を行い、高台広場へとつながる散策路として活用することや、植樹帯を確保し緑を繋ぐ生態系ネットワーク機能を担わせること等が考えられる。

避難場所や避難路は、このような「避難」「散策路」「緑のネットワーク」といった平時と発災時に跨る複合的な機能を持たせる事が望ましく、これにより発災時の混乱した状況下における適切な避難経路選択にも繋がるものと考えられる。



山に向かうシンボルロード

(岩手県釜石市青葉通りー2011年6月)  
山際の寺に向かって延びるシンボリックな通り。日常の生活空間であるとともにわかりやすい避難路になる。

### 《避難路を閉塞させない》

避難経路は、発災時においても安全性や通行機能が確保されるよう、十分に配慮する必要がある。

例えば、避難経路においては、発災時の道路閉塞を回避するための幅員の確保や電線類地中化を進めることが考えられる。また、津波避難ビルを避難経路沿いに指定するなどして、逃げる途中の被災を防ぐための配慮も効果的であると考えられる。

### 《悪条件への対応を忘れない》

夜間に発災した場合など、悪条件への対応についても考慮しておく必要がある。たとえば、停電時においても光や音を手がかりに逃げることができるよう、発災時にも機能する誘導灯の設置や電源の確保、あるいは電力に依らず災害の発生や避難場所を知らせる「半鐘」の設置といった工夫も考えられる。

### 《段階的避難への配慮を忘れない》

津波避難の特性として、いったん近傍の高台等へ避難したあと、浸水状況を見て、さらに次なる高台に避難するといった、段階的な避難行動が挙げられる（※）。高齢者にとって、高低差の大きな高台へ一気に避難することは困難であることに鑑みても、避難場所や避難路の設定にあたって、このような段階的な避難を想定しておく必要があると考えられる。

また、人々の想像を超える高さまで津波が襲来した事実からも、避難場所を行き止まりの構造とせず、更にその先への避難が可能となる経路を用意しておくといった配慮も必要である。

※津波避難実態調査（国土交通省都市局）より



段階避難が可能な避難場所

（宮城県女川町－2011年5月）

東日本大震災においても、避難場所として機能した。

## ● 防災施設の整備と一体的に取り組む

### 《事業間連携を怠らない》

堤防は、発災時に市街地を守ることはもとより、地域が津波被害と常に隣り合わせにあることを意識させ、防災意識の継承を促す存在としても機能する。また、堤防は、長期に渡って防災施設としての機能を維持する必要がある、その前提となる適切な管理を確保するためにも、日常的に市民の目に身近に触れられる存在としておくことが重要と考えられる。

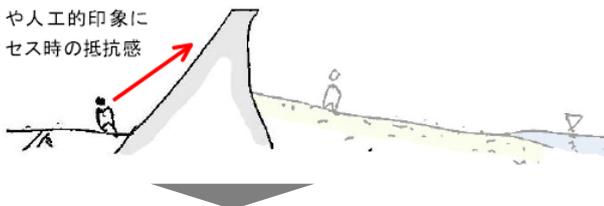
その一方で、長大な構造物である堤防は、市街地環境から見て、圧迫感の大きい無骨な存在となり得ることも否めない。

そのため、特に市街地に隣接する堤防の位置やデザインについては、施設管理者との十分な連携・調整を図ることが重要である。その際、防災施設としての堤防機能が損なわれることのないよう十分に留意しつつ、法面の覆土や緑化、自然素材の活用等のテクスチャへの工夫といった圧迫感の軽減に向けた方策について、協議することが望ましい。

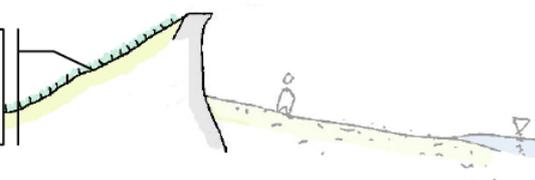
また、堤防と隣接する市街地においては、堤防に設置される陸閘や階段・スロープといった施設は、市街地と海との接点となることから、そうした施設の周辺において、施設デザインの一体性の確保や、市街地側における公園や広場、骨格となる主要街路の配置を図るなど、施設管理者との十分な連携のもと、市街地と堤防が一体となった空間創出を図ることも考えられる。

※なお、国土交通省水管理・国土保全局において、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」が策定されており、併せて参照されたい。

護岸・堤防の高さや人工的印象による圧迫感やアクセス時の抵抗感



堤防・護岸法面の緩傾斜化、覆土・緑化等による視覚的インパクト軽減とアクセス性の向上



覆土・緑化等による圧迫感・抵抗感の軽減

市民が身近に堤防を感じられるようにするには、圧迫感を緩和するための覆土・緑化等の工夫も重要。

## 《自然の持つ防災機能を軽視しない》

樹林帯は、津波エネルギーの減衰機能や、漂流物の捕捉機能、避難路の視認性を高める機能など、多面的な機能が期待されることから、例えば通常は海岸沿いに配置される防潮林について、漂流物の捕捉機能を高めるため二線堤沿いや市街地近傍に配置するなど、戦略的な配置を検討することも考えられる。

こうした防災施設における自然や樹木の活用は、各地に存在する防潮林や屋敷林の例に見るまでもなく、防災性の向上のみならず、施設整備を地域に即した美しい風景づくりにつなげていく観点からも重要である。

※国土交通省都市局において、「東日本大震災からの復興に関わる公園緑地整備の基本的考え方」を策定したところであり、併せて参照されたい。



### いぐねの風景

(岩手県奥州市)

東北地方の居久根も、災害への備えが、地域固有の美しい景観を育むことに繋がってきた一例。



### フクギ並木の風景

(沖縄県今帰仁村)

防風・防火を兼ねて建物の周りに植えられたフクギが美しい道をかたちづけている。

## ● 総合的取組により防災文化の定着を図る

### 《ハードのみで考えない》

堤防や防潮林、避難場所や避難路といった防災施設の整備と併せ、誘導サインの工夫や防災教育、避難訓練など、ソフト分野の取組みが一体的に運用されることが重要である。また、低地部におけるメモリアルパークの整備や、過去の浸水境界を示す案内板や石碑、街路樹の設置など、災害の記憶を残す観点も重要である。

更には、災害と関連づけた地名や通り名、防災意識の継承につながる風習や祭り、伝承といった、先人の培ってきた無形の地域資源とも連動させるなど、ハード、ソフトの取組みが一体となって、防災の思想を地域に刻み込み、後世の永きにわたって、防災文化が定着していくことが望まれる。



津波の教訓を伝える石碑

(宮古市重茂半島-2011年10月)

津波の被害を受けないよう、低地への住宅立地を戒めている。

『高き住居は児孫の和樂  
想へ惨禍の大津浪  
此処より下に家を建てるな』

## 《参考（実践に向けて）》

本書は、復興まちづくりにおいて踏まえるべき、都市デザイン上の基本的考え方を整理したものであるが、具体の実践においては、景観やデザインについての専門性も必要となると考えられることから、これまで策定されている各分野の景観ガイドライン類と、国土交通省所管の公共事業における景観検討に対して指導・助言いただいている専門家のリストを掲載するので、取組にあたっての参考とされたい。

<参考（１）景観に関するガイドライン等>

●各種景観ガイドライン

【国関連】

分類	機関 ※名称は当時	題名	年月
全般	国土交通省	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）	2007.4
全般	国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室	景観重要公共施設の手引き（案）	2007.9
全般	中山間地域の災害復興における景観形成検討調査委員会（国土交通省北陸地方整備局）	中山間地域の災害復興における景観形成のあり方（案）	2006
全般	国土交通省	景観法アドバイザーブック	2010.7
全般	建設省都市局都市計画課（監修）、都市の夜間景観研究会（著）	都市の夜間景観の演出—光とかげのハーモニー	1992.8
都市整備	国土交通省都市・地域整備局	景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」	2011.6
道路	国土交通省道路局	道路デザイン指針（案）	2005.3
道路	国土交通省道路局	無電柱化に係るガイドライン	2010.2
河川	国土交通省河川局	河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	2006.10
河川	国土交通省河川局	美しい山河を守る災害復旧基本方針	2006.6
河川・海岸	国土交通省水管理・国土保全局	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	2011.11
海岸	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁	海岸景観形成ガイドライン	2006.1
港湾	国土交通省港湾局	港湾景観形成ガイドライン	2005.3
砂防	国土交通省砂防部	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	2007.2
建築	国土交通省住宅局	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	2005.3
建築	国土交通省官庁営繕部	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	2004.5
農林	農林水産省農村振興局	美の里づくりガイドライン	2004.8
農林	農林水産省農村振興局	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	2006.5

●その他参考

分類	機関 ※名称は当時	題名	時期
全般	国土交通省	国土交通省 景観ポータルサイト <a href="http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html">http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html</a>	
都市整備	国土交通省	景観まちづくり <a href="http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/index.html">http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/index.html</a>	2010.8
都市整備	「都市景観の日」実行委員会	都市景観大賞 <a href="http://www.udc.or.jp/activities/taisho/jushochiku.html">http://www.udc.or.jp/activities/taisho/jushochiku.html</a>	1991～
全般	国土技術政策総合研究所	景観デザイン規範事例集 <a href="http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/naiyo/keikan.html">http://www.nilim.go.jp/lab/ddg/naiyo/keikan.html</a>	2008.3
全般	土木学会	土木学会デザイン賞 <a href="http://www.jsce.or.jp/committee/lsc/prize/index.html">http://www.jsce.or.jp/committee/lsc/prize/index.html</a>	2001～

<参考（２）国土交通省所管公共事業の実施にあたっての景観形成の基本的な方向性等について指導、助言を得るため広域ブロック単位で任命している学識経験者等の専門家リスト>

<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/keikan/pdf/senmonka1ist.pdf>

## 「景観施策アドバイザー」リスト

（平成 23 年 11 月末現在※）

### 【東北地方整備局】

※東日本大震災の発生に伴い平成 23 年 4 月に予定していた「景観施策アドバイザー」任命が実施できなかったことから、東北地方整備局は平成 23 年 3 月末までの任期で任命していた「景観施策アドバイザー」を示している。

氏 名	役 職
北原 啓司	弘前大学 教育学部 教授
木村 一裕	秋田大学 工学資源学部土木環境工学科 教授
齋藤 潮	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授
篠原 修	東京大学名誉教授
知野 泰明	日本大学 工学部土木工学科 准教授
平野 勝也	東北大学大学院 情報科学研究科 准教授
南 正昭	岩手大学 工学部社会環境工学科 教授
山畑 信博	東北芸術工科大学 建築・環境デザイン学科 教授

（五十音順）

### 【関東地方整備局】

氏 名	役 職
飯田 善彦	横浜国立大学大学院 教授
石川 忠晴	東京工業大学大学院 総合理工学研究科 教授
齋藤 潮	東京工業大学大学院 社会理工学研究科 教授
篠原 修	東京大学名誉教授
高見 公雄	法政大学デザイン工学部教授
中井 祐	東京大学大学院 工学系研究科社会基盤学専攻 教授

（五十音順）

【北海道開発局】

氏名	役職
大坂谷 吉行	室蘭工業大学大学院 暮らし環境系領域建築ユニット 教授
高野 伸栄	北海道大学 公共政策大学院 准教授
中井 和子	中井景観デザイン研究室 代表
林 美香子	キャスター・慶応義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科 教授

(五十音順)

【北陸地方整備局】

氏名	役職
大田 朋子	色彩心理アドバイザー
武山 良三	富山大学 芸術文化学部 教授
豊口 協	長岡造形大学 理事長
馬場先 恵子	金沢学院大学 教授
山岸 政雄	金沢学院短期大学 教授

(五十音順)

【中部地方整備局】

氏名	役職
有賀 一郎	東京農業大学 地域環境科学部 客員教授
石松 丈佳	名古屋工業大学大学院 工学研究科 准教授
伊藤 栄一	特定非営利活動法人 森と水辺の技術研究会 理事 森のなりわい研究所 代表
岡本 耕平	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授
川口 宗敏	静岡文化芸術大学大学院 デザイン研究科長・教授
北村 眞一	山梨大学大学院 医学工学総合研究部 教授
黒見 敏丈	岐阜女子大学 家政学部生活科学科 教授
小西 純一	信州大学 名誉教授 工学博士
佐々木 葉	早稲田大学 創造理工学部社会環境工学科 教授
林 英光	愛知県立芸術大学 名誉教授
東 恵子	東海大学 開発工学部感性デザイン学科 教授
堀越 哲美	名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授
水尾 衣里	名城大学 人間学部人間科学科 教授

(五十音順)

【近畿地方整備局】

氏名	役職
岩井 珠恵	ヴィジュアルデザイナー
川崎 雅史	京都大学大学院 工学研究科 都市環境工学専攻 教授
下村 泰彦	大阪府立大学大学院 生命環境科学研究科 准教授
藤本 英子	京都市立芸術大学 美術学部デザイン科 教授

(五十音順)

【中国地方整備局】

氏名	役職
鵜 心治	山口大学大学院 理工学研究科 教授
井上 矩之	福山大学 経済学部国際経済学科 教授
作野 広和	島根大学 教育学部 准教授
中野 ゆかり	グラフィックデザイナー
馬場 俊介	岡山大学大学院 環境学研究科 教授
藤井 堅	広島大学大学院 工学研究院 教授
藤井 正	鳥取大学 地域学部地域政策学科 教授
森保 洋之	広島工業大学 環境学部環境デザイン学科 教授

(五十音順)

【四国地方整備局】

氏名	役職
重山 陽一郎	高知工科大学 社会システム工学科 教授
千代田 憲子	愛媛大学 教育学部 教授

(五十音順)

【九州地方整備局】

氏名	役職
包清 博之	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
小林 一郎	熊本大学大学院 自然科学研究科 教授
島谷 幸宏	九州大学大学院 工学研究院 教授

(五十音順)

【沖縄総合事務局】

氏名	役職
有住 康則	琉球大学 工学部環境建設工学科 教授
安藤 徹哉	琉球大学 工学部環境建設工学科 准教授
池田 孝之	琉球大学 名誉教授
岩佐 吉郎	名桜大学 寄附講座 教授
宮城 邦治	沖縄国際大学 総合文化学部社会文化学科 教授

(五十音順)

<出典一覧>

頁	写真・図	出典
2	岩手県内（魚市場）	岩手県 HP「新・いわて景観ビジョン」 ( <a href="http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&amp;ik=0&amp;cd=19411">http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?of=1&amp;ik=0&amp;cd=19411</a> )
2	岩手県宮古市浄土ヶ浜	宮古市 HP ( <a href="http://www.city.miyako.iwate.jp/cb/hpc/Article-422-1382.html">http://www.city.miyako.iwate.jp/cb/hpc/Article-422-1382.html</a> )
2	岩手県田野畑村北山崎	田野畑村 HP ( <a href="http://www.vill.tanohata.iwate.jp/04kanko/cat69/20090106-120000.html">http://www.vill.tanohata.iwate.jp/04kanko/cat69/20090106-120000.html</a> )
2	宮城県岩沼市貞山運河	宮城県 HP・「みやぎデジタルフォトライブラリー」 ( <a href="http://digi-photo.pref.miyagi.jp/index.php">http://digi-photo.pref.miyagi.jp/index.php</a> )
3	水屋（岐阜県大垣市）	大垣市提供
3	いぐね（岩手県奥州市）	岩手大学三宅研究室提供
6	定禅寺通り（宮城県仙台市）	仙台市 HP ( <a href="http://www.city.sendai.jp/keizai/syougyou/machinaka/02_sugao/stage/index.html">http://www.city.sendai.jp/keizai/syougyou/machinaka/02_sugao/stage/index.html</a> )
6	隅田公園（東京都台東区、墨田区）左	土木学会 HP「震災復興公園関係写真」 ( <a href="http://library.jsce.or.jp/Image_DB/shinsai/kanto/kouen/si047_01.html">http://library.jsce.or.jp/Image_DB/shinsai/kanto/kouen/si047_01.html</a> )
6	隅田公園（東京都台東区、墨田区）右	墨田区提供
17	岩手県大船渡市吉浜地区	国土地理院 HP「被災地周辺の斜め写真」 ( <a href="http://zgate.gsi.go.jp/SaigaiShuyaku/20110525/index2.htm">http://zgate.gsi.go.jp/SaigaiShuyaku/20110525/index2.htm</a> )
22	青葉通りのケヤキ並木（宮城県仙台市）	仙台市 HP「仙臺写真館」 ( <a href="http://www.sendai-biyori.com/sendai-p-g/wk_top_index.shtml">http://www.sendai-biyori.com/sendai-p-g/wk_top_index.shtml</a> )
22	水路沿いの小公園（神奈川県座間市鈴鹿・長宿地区）	座間市提供
23	自然地形に沿った市街地パターンのイメージ	(財)都市づくりパブリックデザインセンター「市街地整備と都市デザイン」1993.9
24	石川県金沢市瑞樹団地（上・中・下）	金沢市提供
26	島根県江津市	江津市提供
26	山形県金山町	金山町提供
29	山形県金山町	金山町提供
30	大阪府大阪市中央区法善寺横丁	国土交通省 HP「建築協定活用事例」 ( <a href="http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000005.html">http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000005.html</a> )
31	地域の共同井戸（岩手県大船渡市越喜来）	岩手大学三宅研究室提供
32	広島県福山市	福山市提供
32	滋賀県彦根市	彦根市提供
33	新潟県長岡市山古志地区	長岡市提供
34	新潟県南魚沼市牧之通り地区	新潟県 HP ( <a href="http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/soshiki/42/h23keikan-bokushi.html">http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/soshiki/42/h23keikan-bokushi.html</a> )
38	宮城県女川町	国土地理院 HP「被災地周辺の斜め写真」 ( <a href="http://zgate.gsi.go.jp/SaigaiShuyaku/20110525/index2.htm">http://zgate.gsi.go.jp/SaigaiShuyaku/20110525/index2.htm</a> )
39	覆土・緑化等による圧迫感・抵抗感の軽減	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁「海岸景観形成ガイドライン」※実践編 P70 の絵を一部加工 ( <a href="http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/kaigandukuri/keikan/index.html">http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/kaigandukuri/keikan/index.html</a> )
40	いぐね（岩手県奥州市）（再掲）	岩手大学三宅研究室提供
40	フクギ並木（沖縄県今帰仁村）	今帰仁村 HP ( <a href="http://www.nakijin.jp/nakijin.nsf/doc/5_9_7?OpenDocument">http://www.nakijin.jp/nakijin.nsf/doc/5_9_7?OpenDocument</a> )

※その他の写真・図は国土交通省資料